



# 認定NPO法人 水のフォーラム

## 活動紹介

日本の国土はその成り立ちから、洪水・濁水といった水災害が起こりやすい国です。でもだからこそ、生態系は豊かです。

私たちは、プラス・マイナス双方に関わる「水」について、また水は流域を単位に流れていますが、その流域で生活しながら、水がどこから来て、どこへ行くのか、知らずに暮らしています。

しかし私たちは今、少子高齢下社会を迎え、自然災害激化が予想され、かつ生き物との共生も不可欠という課題を抱えています。

私たち一人ひとりが、プラスにもマイナスにも働く水について、流域を流れる水について理解しておけば、いざという時、心強いでしょう。それは土地柄を熟知するということですから、生き物との共生も持続可能です。

そう考えて、水について学び、発信し、学んだことを実践に移すNPO、水のフォーラムを立ち上げました。

## 認定NPO法人水のフォーラム履歴

- 2001年4月1日 水のフォーラム活動開始
- 2001年5月5日 水のフォーラム設立総会
- 2001年11月20日 特定非営利活動法人(NPO法人) 水のフォーラム認証
- 2001年11月27日 NPO法人 水のフォーラム 法人登記
- 2011年5月24日 「みどりの愛護」国交大臣表彰
- 2012年4月25日 「みどりの日」環境大臣表彰
- 2014年6月1日 認定NPO法人 水のフォーラム 認証
- 2014年6月17日 「日本水大賞-市民活動賞」受賞

## 水のフォーラム会員、田んぼ保全活動参加者

理事長 藤原梯子

水のフォーラム正会員 11名、 賛助会員 115名(2017年度現在)

田んぼ保全活動参加者 年間約 1,000名

## 主な活動

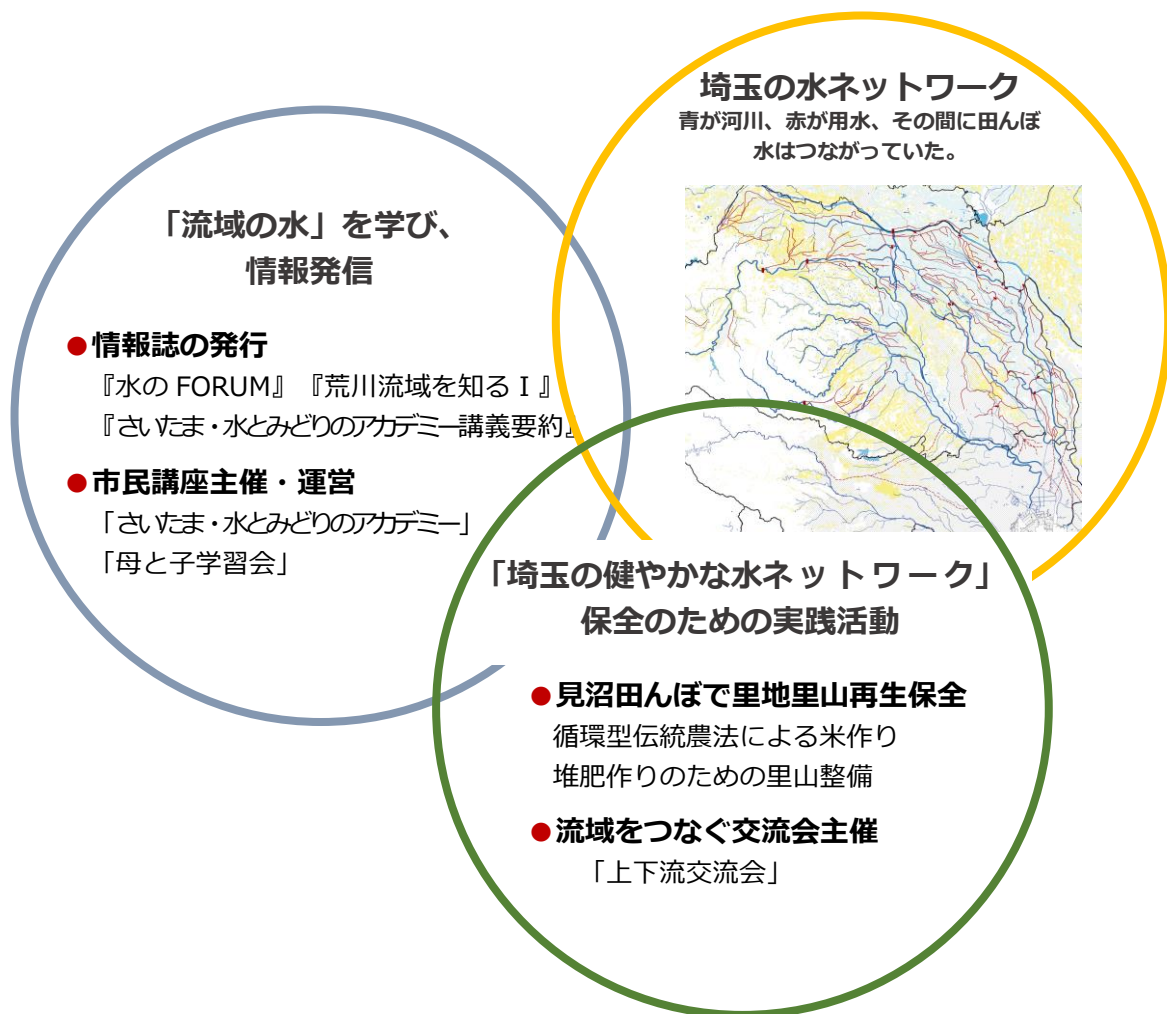
- 流域の水を学び、情報発信
  - ・ 機関誌『水のFORUM』発行・配布 (1回/年)
  - ・ 『荒川流域を知る I』発行・配布 (『水のFORUM』Vol.1~10の特集頁合冊)
  - ・ 市民講座主催/「さいたま・水とみどりのアカデミー」「母と子学習会」
  - ・ 「さいたま・水とみどりのアカデミー」講義要約本(新書版)作成
- “流域の健やかな水ネットワーク”保全のための実践活動
  - ・ 「見沼田んぼ」見山の水田 6,500㎡で循環型伝統農法による米作り
  - ・ 隣接する斜面・平地林 13,000㎡で堆肥作りのための里山整備
- 水に関わる活動、そのほか
  - ・ 海外の水事情視察・調査・報告
  - ・ 流域をつなぐ「上下流交流会」主催

流域の水を学ぶ中で、河川-用水路-田-河川とつないで海に注ぐ、大地を往く水みちに気づきました。この水みちの元々は自然。江戸時代に農業用水として整えられ、今に引き継がれたものです。

田を潤し、稲も周囲の生き物も育ててきた水、この水が最も豊かな県が埼玉県です。この水みちを残すには田を残さなければ。流域の水を学んだら、田んぼに行きつきました。

ちょうど「さいたま新都心」に接し、その緩衝地帯になって「見沼田んぼ」がありました。

私たちは足元にあった見沼田んぼで、保全活動を続けています。



## 見沼たんぼ見山 de 循環型伝統農法による米づくり

流域を流れる水はつながっています。

つながっているからこそ、私たちの米づくりは

東京湾の富栄養化による赤潮・青潮問題に配慮して無施肥・無農薬。

一方通行ではなく、水・人・物資の循環によるコメ栽培。

これは、「見沼の縄文文化」の継承でもあります。

### 実践活動地



### 交通アクセス

浦和駅東口

市立病院経由南台行き(国際興業バス浦 08)で南台下車 1分。

北浦和駅東口

市立病院行き(東武バス浦 31)で私立病院下車。徒歩 5分。

## 実践活動歴

2001(H13)年・公有地で米作り体験。(2.2反=約2,200㎡)

2003(H15)年・公有地での体験稲作を卒業し遊休農地の開墾・水田再生。(2.7反)

2004(H16)年・遊休農地の開墾・水田再生。(累計6.5反)

2005(H17)年・理事長藤原、さいたま市のランドコーディネーター<sup>※1</sup>養成講座「アグリネイチャー・ビジネススクール」入講。

2006(H18)年・さいたま市農政課の忠告で非農家による米作りを一時断念。代わりに用水路ゴミ拾い・農家手伝い(田の草取り・イモのつる返し等)。

・理事長藤原、さいたま市「ランドコーディネーター」資格取得。

2008(H20)年・特定農地貸付法<sup>※2</sup>に基づく「市民田んぼ」開設。(1.8反、以降更新)

・知事・地主・水のフォーラムの三者で「県民参加による里山・平地林再生事業実施に関する協定」調印(1.3ha=13,000㎡、以降更新)

2017(H29)年・水田稲作地計6.5反、草刈り地2反、里山再生保全地1.3ha

(2017年実績)

※1 ランドコーディネーター アグリネイチャー・ビジネススクール(農作物の作付け、及び農地の多面的機能・農業関連法・各種計画にわたる複合的知識・技術を持つ担い手養成講座)の受講生を対象に、受講後一定以上の知識取得と本人の意向をもとにさいたま市が認定する。さいたま市独自制度。現在はアグリカルチャー・ビジネススクールに改称されている。

※2 特定農地貸付法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(特定農地貸付法)により、NPO法人の市民農園開設が認められている。但し、営利を目的としない。



みんなで田植



太陽エネルギー使用でハサカケ(天日干し)